

父子家庭への児童扶養手当が 8月より開始されます!



●児童扶養手当とは

・父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

●手当月額

・受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）監護・養育する子どもの数や受給資格者、同居する直系血族・兄弟（姉妹）等の扶養義務者の所得等により決められます。

☆児童1人の場合

全額支給：42,720円

一部支給：41,710円～9,850円

☆児童2人の場合（上記へ加算）

2 人 目：5,000円

3人目以降：3,000円

●支給要件

・次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくする場合に支給されます。

※監護とは、子どもの生活について通常必要とされる監督、保護を行っていること。

（必ずしも同居している必要はない。）

①. 父母が婚姻を解消した子ども

（親権の有無は問いません。）

②. 父又は母が死亡した子ども

（公的年金を受けていない方）

③. 父又は母が一定程度の障害にある子ども

④. 父又は母の生死が明らかではない子ども

⑤. その他（父又は母が一年以上遺棄している子ども、父又は母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

所得制限について（単位：千円）

扶養等 の数	本 人		孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者	
	全部支給 所得額	一部支給 所得額	収入額	所得額
0	190	1,920	3,725	2,360
1	570	2,300	4,200	2,740
2	950	2,680	4,675	3,120
3	1,330	3,060	5,150	3,500
4	1,710	3,440	5,625	3,880
5	2,090	3,820	6,100	4,260

●父子家庭の方が受給するためには

●鏡野町へ申請が必要になります。

①平成22年7月31日において上記の要件を満たしている方は平成22年11月30日までに申請を行うと8月分から手当を受けることができます。

②平成22年8月1日～11月30日までに支給要件に該当した方は平成22年11月30日までに申請を行うと要件に該当した日の翌月から支給を受けることができます。

◎申請が平成22年11月30日を過ぎると申請の翌月から開始となりますので、該当する方はお早めに申請を行って下さい。

問い合わせ先： 鏡野町役場 福祉課 福祉係 TEL0868-54-2986